

# 2021年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

## 書式第1号 選手登録区分申請書

- 【説明】 選手の登録区分が「プロ」の場合、またはプロで登録していた選手を「アマチュア」に変更する場合に使用します
- 【区分登録料】
- ・プロ選手をアマチュア選手へ区分変更する場合は、区分登録料5,000円(※非課税)を納付します
  - ・プロ選手登録する場合は、契約書写しを提出の上、区分登録料10,000円(※非課税)を納付します(申請は年度ごと)
- 【提出方法】 本申請書に、所定様式に振込明細書を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

## 書式第3-1号 ユニフォーム広告掲示申請書

- 【説明】 ユニフォームに広告掲示する際に使用します
- 【チームの手続・注意】
- ・掲示できる広告の種類や大きさ、掲示場所等は、本協会の「ユニフォーム規程」を確認するしてください
  - ・申請する際は、掲示する広告の内容が判別できる写真またはデザインカンプを添付してください
  - ・広告サイズは、縦の最長辺×横の最長辺(長方形)で計算します
- 【提出方法】 本申請書に申請料(掲示箇所1ヶ所につき、10,000円+消費税1,000円)を添えて、都道府県サッカー協会へ提出します

## 書式第3-2号 ユニフォーム広告掲示申請書(クラブ用)

- 【説明】 クラブ申請しているクラブに所属している複数チームがユニフォームの同じ箇所に同じ広告を掲示する際に使用します
- 【クラブの手続・注意】
- ・クラブ申請が承認されているクラブに限り、本申請書にて申請することができます
  - ・掲示できる広告の種類や大きさ、掲示場所等は、本協会の「ユニフォーム規程」を確認するしてください
  - ・申請する際は、掲示する広告の内容が判別できる写真またはデザインカンプを添付してください
  - ・広告サイズは、縦の最長辺×横の最長辺(長方形)で計算します
- 【提出方法】 本申請書に申請料(掲示箇所1ヶ所につき、10,000円+消費税1,000円)を添えて、都道府県サッカー協会へ提出します
- 【回答書について】

## 書式第6号 国際移籍選手登録申請書

- 【説明】 前所属が海外チームの選手を、日本国内のチームへ移籍登録する際に使用します
- 【チームの手続・注意】 海外チームで登録していた選手は、まず国際移籍証明書発行申請書(書式9-2号)を提出してください
- 【添付書類】 以下の書類(3点)を添付し提出すること
- (1) 国際移籍証明書の写し(移籍元国協会発行のもの)
  - (2) 《外国籍選手※》は、在留カード(両面)、特別永住者証(両面)、住民票、上陸許可証+査証のうち、いずれかの写し  
《日本国籍選手》は、住民票の写し
- 【提出方法】 本申請書に、所定の書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

## 書式第7-1号 外国籍選手登録申請書(18歳以上)

- 【説明】 海外チームでサッカーまたはフットサル選手として登録したことがない18歳以上の外国籍選手を登録する際、または国籍区分を登録/変更する際に使用します
- 【添付書類】
- 外国籍選手：在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票、査証と入国許可証のうち、いずれかの写し
- 帰化選手：戸籍謄本、官報、パスポートのうち、いずれかの写し
- 【チームの手続・注意】 外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-1への署名が必要
- 【提出方法】 本申請書に、所定の書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

## 書式第7-2号 外国籍選手登録申請書(18歳未満)

- 【説明】 海外チームでサッカーまたはフットサル選手として登録したことがない18歳未満の外国籍選手を登録する際、または国籍区分を登録/変更する際に使用します
- 【添付書類】
- 外国籍選手：在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票(国籍、在留資格の省略不可)のうち、いずれかの写し
- 帰化選手：戸籍謄本、官報、パスポートのうちいずれかの写し
- 【チームの手続・注意】 外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-2または宣誓書-3への署名と保護者の同意書が必要
- 【提出方法】 本申請書に、所定の書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

## 書式第7-3号 FIFAによる登録前審査依頼書(18歳未満)

- 【説明】 FIFA規則の例外(※)が適用されるか否か、登録前の審査をFIFA依頼する際に使用します。
- ・選手は、留学期間が1年未満の留学生である
  - ・選手は、留学期間が1年以上の留学生で、1年以内に18歳になる
  - ・選手は、難民である
- 【添付書類】 FIFAの指定する書類(書面に記載あり)
- 【チームの手続・注意】 登録前審査となるため、FIFA承認が得られてから、国内登録の手続きに進みます。  
FIFAが審査するため、提出いただく書類はFIFAの公用語で作成する必要があります。原本が日本語で作成されている書類は、その対訳も併せてご用意ください。申請をしてから回答を得るまでに2ヶ月程度要する場合があります。
- 【提出方法】 本依頼書に、全ての提出書類を添えて、JFA宛に郵送します

# 2020年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

## 書式第8-1号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)

- 【説明】 一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用します  
加盟チームで外国籍選手がサッカーチームの場合は5名、フットサルチームの場合は3名登録されている場合、  
以下2つの条件を満たす1名の選手を外国籍扱いしない選手として登録可能  
条件1：出生地が日本である  
条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学または卒業している  
条件2'：学校教育法第1条校に該当する高等学校または大学を卒業している  
※インターナショナルスクールや朝鮮学校等は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください※
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票のうち、いずれかの写し  
(2)在学/卒業証明書  
(3)宣誓書-4  
※外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-1への署名も必要
- 【提出方法】 本申請書に、所定の書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

## 書式第8-2号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手) (18歳未満)

- 【説明】 一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用します  
加盟チームで外国籍選手がサッカーチームの場合は5名、フットサルチームの場合は3名登録されている場合、  
以下2つの条件を満たす1名の選手を外国籍扱いしない選手として登録可能  
条件1：出生地が日本である  
条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学または卒業している  
※インターナショナルスクールや朝鮮学校等は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください※
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票のうち、いずれかの写し  
(2)在学/卒業証明書  
(3)宣誓書-4
- 【提出方法】 本申請書に、所定の書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

## 書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書(日本国内から海外チームへの移籍)

- 【説明】 チームに所属する選手が、日本から海外に移籍する場合に使用します  
(ただし、実際の発行は移籍先国協会から国際移籍証明書発行依頼が届いてからとなる)
- 【チームの手続・注意】 該当選手の登録抹消申請をすること  
移籍する選手本人の同意を取り付けること  
申請料：不要
- 【提出方法】 本申請書をJFAへメールにて提出します

## 書式第9-2号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍)

- 【説明】 チームが、海外から日本へ移籍する選手を獲得する場合に使用します  
(ただし、日本国内チームへの登録手続きは、書式6号を利用すること)
- 【添付書類】 パスポートの顔写真のページの写し
- 【チームの手続・注意】 振込明細書、選手経歴書・契約書(プロの場合)を添付  
申請料：10,000円+消費税1,000円
- 【提出方法】 本申請書に所定の書類を添えて、JFAへメールにて提出します

## 書式第12号 クラブ申請書(グーグルフォームに移行します)

- 【説明】 クラブとして認可を受けるために使用します(新規、継続、追加、全て同書式を利用します)  
条件：同一都道府県サッカー協会所属の登録チームで構成されていること  
同一競技のチームで構成されていること(サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない)  
異なる年代の複数のチームで構成されていること  
統一的な運営組織を持っていること
- 【提出方法】 **グーグルフォームに情報を入力して申請してください。**  
[https://docs.google.com/forms/d/19b18oIFd29IA71ZwaFRD08OEgn7MnK4igdNAeW\\_Z1oY/](https://docs.google.com/forms/d/19b18oIFd29IA71ZwaFRD08OEgn7MnK4igdNAeW_Z1oY/)